

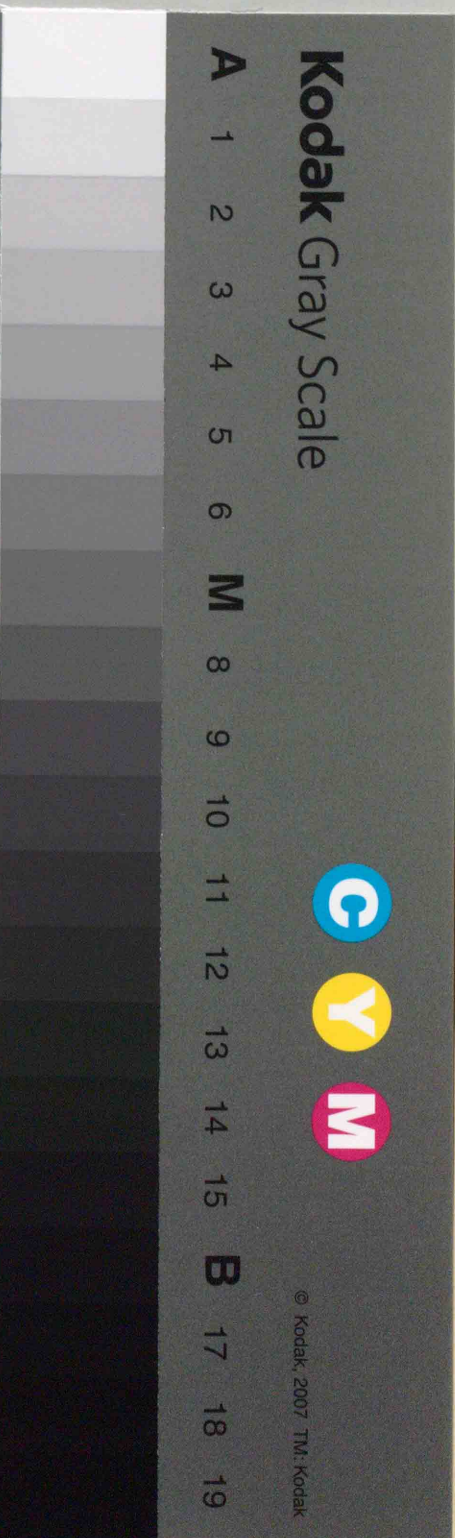
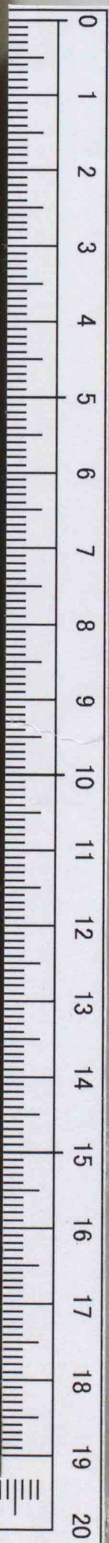
日存女鑑

二

種別 修 備 考

圖書印
1 5
部 2

3759
Ka26
資料室



30492

教科書文庫

3
101
10-1892
20003
02869

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

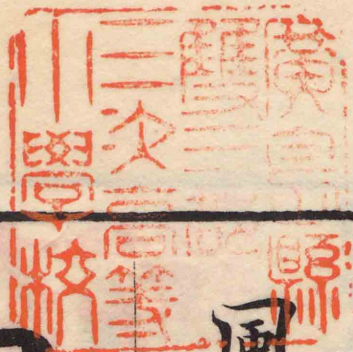
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



資料室
中央図書館

375.9
Ka26



風當朔朗編

日本女鑑

發行

文學社



廣島大學圖書印



日本女鑑卷二



風當朔朗 編

第一勤學

紫式部

青年不重來 一日難再晨 及時當勉強

光陰不待人 (陶淵明詩)

玉不琢 不成器 人不學 不知禮
下和の璞も磨かざれば、光りかゝやくものちり
す、人よく學びてこそ、よく道理をも知りて、善き
人ともなるべけれ、
今をさること九百餘年前一條天皇の御世に藤

玉不琢 不成器 人不學 不知禮

日本女鑑 卷之二 一 女學士

謙則德 之柄順 則婦之 行誠


原為時の女、紫式部ハ、幼き時より、才智いとすぐ
れたりき、兄惟親の史記といふ書を學ぶを、傍に
きゝ、為て、悉く之を暗記し、兄の忘れし所を示し
し、すこしも誤ることなかりき、されば、父為時
常にこの子男の子にうまれざりしは、いと口惜
しきことなりとなん、悔みいはれたりける、式部
年長くて、勤學ますく、惰らず、和土はいふもさ
らなり、漢土の書までも博く涉りて、才智世にな
らぶものあゝざりし、されど、生涯謙徳をまもり
て、一といふ文字たに知らず、顔にてゐられきと

夫所以 讀書學 問本欲 開心明 目利於 行耳願 氏家訓

ぞ、
そもろく、書を讀むの要は、心をひらき、行を直く
するにこそあるなれ、たとひ萬卷の書を讀むと
も、行だに修らずは、書蠹といへらん類にて、何の
益あるべきやは、
式部の夫を藤原宣孝といふ、早く死につれば、再
醮をすゝむものぞ多かりける、式部かさねて他
に夫を見ず、たゞ幽静なる所に引きこもりて、後
に源氏物語五十四帖をかき著しぬ、文章二なく
すぐれたれば、今の世までもほめたるへて、物か

六十五 文 學 土



香湖


日本女鑑
 卷之二
 文學部

く人の軌範とはなれりけり、當時の人々これを見て、かゝる珍しき書を著したる式部こそ、定めて辨才利口の人ならぬ、と思ひしかども、近くに逢ひ見て、その溫柔清淑なる風采を、歎せぬはなかりきとかや、
式部後撰はれて、一條天皇の中宮、上東門院の師となる、當時清少納言赤染衛門和泉式部小式部内侍伊勢大輔など、才智すぐれたる閨閣多きが中に、品行學藝式部ぞ最も秀逸なりける、
女のつとめ多きが中に、子女の教育をこそ、尤も

大に、尤も重きつとめとはいふべけれ、式部の子女をよく教育せられしは、其二女、大貳三位は撰はれて後一條天皇の乳母となり、狭衣物語の著あり、辨局は後冷泉天皇の乳母となりしをもて、もつれつべし、天皇の乳母は、撰擇すこふる嚴かなるものなるに、二人までも其撰みに當れるは、式部の庭訓の至れるゆゑならでは、おあたふまゝやは、
品行といひ、學藝といひ、式部のごときは真に婦女のよき龜鑑ともなりつべし、その源をたづね

なば、たゞよく勤學せしゆゑにこそ、

勤學の心得五則

一、書を読むは、第一に人の人たる道を知り、また天地の間の種々の道理を知るがためなり、

二、書に有用のものあり、無用のものあり、強めて有用の書を読み、かりにも無用の書を読むことなかられ、

三、書を読むには、まづよく其書の旨意を明かにし、次にその事の道理にかなへると否とを考

一人能
之人已
能之十
千之已
能此道
矣雖愚
必明雖
柔必強
中庸

へ、順序を逐ひて、漸々にすゝむべし、

四、朝に難き書をよみ、夕に易き書をよみ、冬は勤苦し、夏は少く緩むべし、

五、人の一たびよむをば、已れ百たびよみ、人の十たびよむをば、已れ千たびよみ、倦まず、惰らざれば、学び難き事あることなり、

第二修身

瀧鶴臺の妻

自天子以至庶人壹是皆以修身爲本

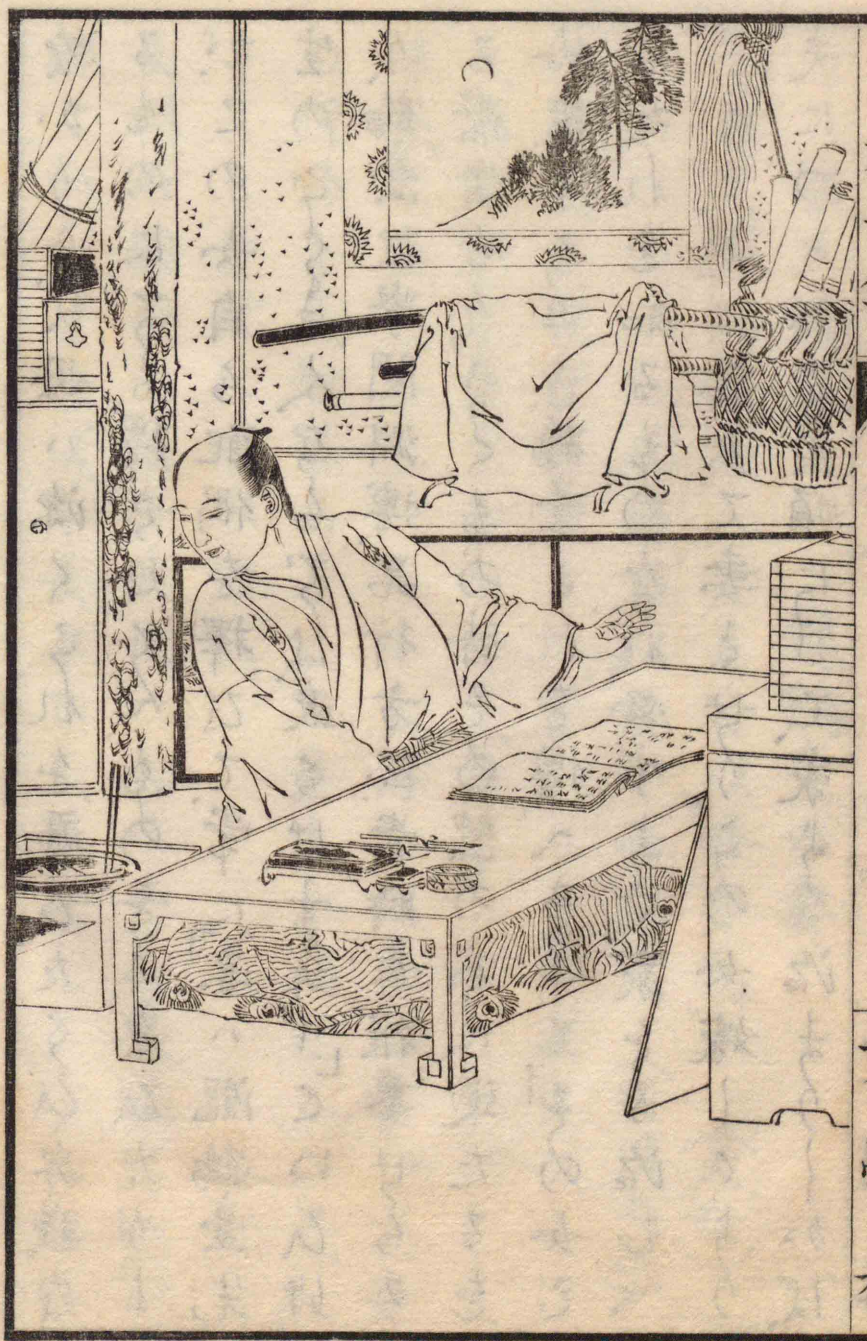
(大學)

勿以善小而_下不爲勿以惡小而爲之 (劉備之語)

山嶽高く峻ければとて、貴からず、草木生ひしげり、鳥獸いこひすむをもて、貴とくはするなり、婦女容姿の簾しかるごとて、誇るべきにあらず、身の行修まり、智慧ありて、器量すべきたるこそ、人よりも貴ばれぬべけれ、

長門の國蒺の藩士某に、一人の女あり、容姿いと醜くかりければ、年長トても、娶らんとしふもの

なかりき、父母ハ涼くこれを憂ひ、たゞひ卑賤なるものにてても、得させてんものを、思ひたりしが、この女自ら配偶を擇びて、常に「妾ハ瀧鶴臺先生のごとき人ならでば、夫とはすまじ」といひけり、鶴臺は學問淵博、品行方正、當時に推尊せらるる學者なり、きくもの皆その望の外に過たるを冷笑したりき、鶴臺これを傳へきく、てその女こそわれを知るものなれ、必ずよく家をも治むべしとて、遂に娶りて妻とせり、この女嫁してより夫につらへて柔順にして、家よく治まりしかば、



香湖

はべるこやがて袖の中より、一個の白毬をとり
いでしめしければ、鶴臺も大にそのたしなうの
あつきた感、自ら省みて、ますくその徳を修
めしごと。

修身諸徳

一、忠孝を重んずべし、神明を敬ふべし、
父母の恩は、山よりも高く、海よりも深く、海
山をかぎりあれど、父母の恩はかぎりなし、
父母なければ我身なし、其恩報しがたし、孝

をつとめて、萬一の恩を報ずべし、身のか財
の力をつくすべし、をむべからず、父母の
歡をむらへ、父母の心を安んずべし、父母死
しては、後悔すとも益なし、父母の生けるこ
き、一日も孝を行はずして、あだに過こすべ
からず、

我身は父母によりて生れ、君によりて成長
す、君ならんば、國治まらず、我等何によりて
か、安穩に成長するごとくを得ん、畏くも我
天皇陛下は、宵肝に治をはかり、我等が幸福

を増し進むるをもて、大御心となすたまひ
 つればこそ、我等安穩に此日を送り行くを
 得るなれ、されは臣民たるもの其鴻恩を蒙
 ること廣大なり、これに事へ奉りて、必ず忠
 誠を盡さざるべからず、事あるときは、一命
 をささげまつるも、我等が分なり、
 古未だ聞けざりし世、我國をひらき給ひし
 は、神々の功德なり、世々の天皇仁徳ありて
 民を恵み給ひしこと、其恩廣大なれば、長く
 いつさまつりて仰め敬はさるべからば、又

忠臣義人、その生前の功によりて神とて祀
 られしもの、其功を思ふて、敬仰の念深から
 さるべからず、我祖先は我家に功ありし人
 人なれば、これ亦時々の祭祀怠りなかるべ
 し、漫りに幸福利益を祈りたりとも、得らる
 べきにあらず、反りて神をけがす道理なれ
 ば、苟且にもさるふるまひあるべからず、
 二、皇室を尊ふべし、本國を大切にすべし、

我皇室の尊きことは、子女も皆知る所に
 て、神武天皇業を創め給ひし以来、天日嗣は

一系にして、少くも他の系統を交へず、これ誠
 に世界に類なき事にして、萬國にむかひて誇るに
 たるは、實にこの一事なり、我等の祖先より以
 來二千五百餘年、此國の臣民となりて、此尊
 き皇室を戴き、世々の天皇の垂れたまふ、厚
 き仁徳の恵みに浴みすること、誠に深き因縁
 にして、我國民が皇室に對して、忠誠をつくす
 べき理義は、こゝにあり、他國の帝王は、萬
 世一系にもあらず、國のひらけし始めより、
 君臣の義、定まらざるにもあらず、皇室の仁
 徳も、遠く我皇室に及ばざるに、尚ほ其皇室
 を戴きて衰ふことなき、まして我皇室の如きは、
 本國のあらんかぎり悠久にして、天地とも
 に窮りなく、仰ぎ尊ぶべきことなり、

人は生れながらして、我身を愛し、我家を愛し、
 我國を愛するの情あり、これ教へざるも、然る
 もものにて、固よりかあるべき理なり、地球の
 上に、各國相ならびて立ち行かんには、國民
 にして本國を愛するの心なくは

國家は一日も安きらく能はず、隨ひて家も身も安きらく能はず、されば本國を愛する心は、人道の要務とこそいふべけれ、豊太閤の朝鮮を討ちし時、諸將皆本國の耻辱を思ひて、奮ひ勇まて、大勝を得しが如きは、愛國心の盛なるものにして、誠に尊ぶべし、又米國が獨立の爲め、英國と戦を起しし時、茶は英人の送り来るものなればとて、國中一人も茶をのむものなく、綿布も亦しかれはとて、國中の婦女みな綿布を織りて、少くも英

國品を買はざりしが如きは、他國人の事ながら、誠に感称すべき事なり、

三、國法を守るべし、國益を圖るべし、

國に法律なきときは、力あるものは弱き者を苦しめ、智あるものは、人を欺き偽りて、生命も、財産も、安全なるらく能はず、法律は弱きものを守り、強きものといへとも、理なきに人を犯すを得ず、智ありとも人を欺き偽るを許さず、もさるものあるときは、これを罰して、凶しき人を護る爲に、設けられた

るものなれば、これを守り、これに遵ふこと、
國民の務なり、わけて明治廿二年紀元節の
日、發布せられたる憲法といふは、我國の最も
重き法律にして、亞細亞洲中何れの國にも
未だあらざるに、我國独り先だちてあるは、
我國人の大なる譽なれば、子孫千萬年の後
までも、謹みて遵ひ守るべきなり、
人は相集りて、この世を過こしゆくものな
れば、己れ一身の利益のみをはかる事なく、
他人の利益、國の利益をも、圖らざるべから

す、國の爲に利益あることは、たゞ己れに
不利ありとも、己れ一身の利益をすて、喜び
て國の利益に従ふべきなり、これ人道の最
も美なる所なり、農工商も、軍人も、官吏も、學
者も、志だにあらば、各自らの務の中にて、國
家の利益を圖り得べし、幼きものも、常に此
心をもちて、學問を勵むべし、
四、學問を勉むべし、身體を強健にすべし、
學問を爲す第一の要義は、人たる道を知
るが爲めなり、人は人たる道を知ら

白雲金 卷之二 聖學社

んとならば、聖人の教を学ぶべし、聖人は天の道理に考へ、人の道を見出して、これを説き示せり、されば学びてこれを知り、これを行はんことを勉むべし、人生れて人の道を知らざれば、人と生れしかひなく、人は必ず先づ人の道を学ばざるべからず、学ばざるべからず、行はざるべからず、
学問を為せば、智をまし、心をひろく、農となり、工となり、高となるに皆それの智慧なかるべからず、其智慧は学問によりて知

り得べし、心くらければ善惡の別たかず、人に欺かれ、人に笑はれ、我身に種々の不利を招く、人の道を知り、智ありて心あきらかなれば、我身に益し、人の身に益し、人よりも尊敬せらる、されば人は幼時より、日々勉め学びて、智をまし、心を磨くべきなり、
人身弱く、寿命なければ、道を学び、身を修め、親に事へ、君に事へ、國益を図る能はず、されば人は先づ生を養ひ、身を健やかにすべし、生を養ふには、飲食を適度に、運動をつと

日本女鑑 卷之二 十四 女學社

め、心に善を行はんと勵むべし、此の如くす
れば、心寛く體胖かにして、生れ附たる天年
を保ち得べし、

五、家業を勵むべし、節儉を守るべし、

人皆職業あれば、勤めて怠るべからず、官に
事ふるものは、其職をつくり、農は田畑をよ
く耕し、工は心を用ひてよき品物を作り出
し、商は正直を主とし、よき品物をうるべし、
夙く起き、晚く寝ね、夕の時も徒らに費さ
ざるやう心がくべし、此の如くすれば、利を

貪らざるも財自ら生ず、財を用ふるには節
儉にすべし、衣服飲食ともに、我身の分限を
守り、諸事つゞまやかにして、奢り費すこと
なかれ、勤と儉とは、是れ家を保つての要法な
れば、勤儉の二を常に守り行ふべし、

六、家内和睦すべし、同郷相助くべし、

人間の快樂は一家の和睦に如くものなり、
たごひ高位にのぼり、富有にうらすとも、一
家和睦せざれば、幸ひの人といふべからず、
父母は慈愛を盡くし、子孫は孝敬を怠らず、

兄弟姊妹和睦み夫婦は和して禮あり、姑は
 婦を愛し、婦は姑に従ひ、奴婢を待つに恩を
 以てし、奴婢たるものは身を勞し、心を盡し
 て、まめやかに事へなば、一家和らぎ睦みて、
 たのしみ窮りなかるべし、
 一家の和睦に、忍の一字大切なり、忍とはこ
 らえ堪忍するをいふ、人みな聖人にあらざ
 れば、是らざる所多し、若し堪忍の心なけれ
 は、互に相せめ、相怨みて、父子、兄弟、夫婦、姑婦、
 主従の間睦トからず、此故に人の行ひの我

心になはさることを、互に堪忍してせめ
 うらみず、人の惡しきをゆるして堪忍し、我
 身には道をつくらして、人に堪忍せらるゝ行
 ひをなきふるやうつらめなば、一家の内、和
 らき親しむ、これ家をうるなふる要法なり、
 同郷は親類、知り人多く、常に面を見合す人
 人のすむ處なれば、我身の為に少しの不利
 益あるも、同郷の為に利益をはかり、害を防
 くべし、同郷は我家のある處なれば、同郷に
 事あるは、我家に事あるに同トと心得べし、

同郷相助る法は、大要二あり、一は同郷の
為め、害を防ぐ事にて、相談仲間をつくりて、
人の為め、我が為めに、利をはかり、害を除き、
水火盗賊の難は、互に相救ふの法を設け、凶
年の備をなす、蓄への法を定むるなど、種々
の法あるべし、二は善をすすむる事にて、智
あるものは、國法の重んずべく、教育のつと
むべく、道徳の修むべきことを教へ、富める
ものは、貧人をめぐるみ公益の業に金を出す
べし、又國役をつとめたるものを優待する

七、信義を守るべし、慈善を行ふべし、
なごも、皆同郷相助る法なり、

我心に偽りなく、言にまことありて、約束は
必ずこれを履み、人より秘密のためのみを受
くるときは、決して漏すことなく、目前に萬
金をつまるとも、取るべき理なければ受け
ず、報ふなきの人を恤み、義理を堅く守り、行
ふべき節を失はざるは、信義なり、信義は人
の守るべき道なり、人にして信義なければ、
車に輓なきが如くにて、人と與に世に立つ

日本七盤 卷之三 十七

こと能はざるべし、人
 人は常に慈善を行ふを以て樂みとなすべ
 し、富貴となく、貧賤となく、志だにあらば、慈
 善を行はれずといふことなく、貧しきもの
 は、人の善をほめ、人の過をかくし、老たるを
 助け、幼きをいつくしみ、病人をいたはり、人
 によき道を教へ、人に利ある行ひをなし、生
 けるもの故なきに殺すべからず、これ慈善
 なり、此の如くにして、貧賤のものも、其身に
 應じ、日々人の利あることをなし得べし、况

や富める人、其志あらば、人を救ふごとく廣大
 なり、親類朋友の乏しきを助け、我家に久し
 く来れる貧人に施すを先とし、窮民は我力
 に従ひて救ふべし、むかしもろろの東平
 王は、善を為すこと最も樂しといへり、善を
 なせば、我心に快よきのみにあらず、人も亦
 喜び隨ふ、亦樂しからずや、天道は善に幸ひ
 すといへり、徒らに積みて散ずるごとくを
 知らざれば、後に思はざる禍出来て、其財を長
 く子孫にのこすこと能はず、

八人を害すべからず、非道の財を貪るべからず、人に交るには怒を以てすべし、怒とは已れを推して人に及ぼすなり、わが心を以て人の心を推すに、たがふことなし、我好む所は人も好み、我きらふ所は人もきらふ、故に我心を以て、人の心を推し、我害となることは、我が好まぬ所なれば、人にも害を為すべからず、人の鳥獸にららべて尊きは、鳥獸は利を争へど、人は利をゆづる徳義あればなり、さるを我利の爲に人を害さば、鳥獸に同ト

くして、耻づべきの至りなり、財を得るに道あり、家業を勉め、儉約を行ふべし、家業を勉めば財を得、儉約を行へば財に乏しきことなし、勤儉を勉めずして、財を得んとすれば、非道を行ふに至るべし、工人はありき品を造り、商人は欺きて利を得、皆非道なり、非道にして得たる財は、又思はぬ事に費し、決して長く其財を保つ能はざるべし、されば我利の爲に、人を害すべからず、勤儉を勉めずして、非道の財を貪るべから

ず、

九、酒色に溺るべからず、惡しき風俗に染まるべからず、

酒は益少くして害多く、酒を多く飲むもの、長命なるは稀なり、謹行の人も、多く酒を飲めば、平生の心を失ひ、言行與に狂するがごとし、過ちこれより生じ、辱しめこれより来る、生れながらして、酒を飲むものなり、飲みならひて嗜むに至るものなれば、若きものは、堅く酒を禁ずべし、飲みならひても

のは、これに節すべし、よき色に溺るは多く酒より来る、色に溺るゝ害は恐るべきものなれば、慎むべし、

世には、あしき風俗あるものなれば、我身は慎みてこれに染まるべからず、分限を忘れて、衣食住を美にし、奢を極むれば、家を傾け、産をやぶる、早く婚姻すれば、弱き子孫を生ず、喜びあれば、て、連日客を招きて大酔飽食すれば、後に費用の嵩みに苦しむべく、死者を弔ふものは、與に其不幸を悲みて、物

友相信シ修業己ヲ持シ博愛衆ニ及ボ
 德器ヲ成シシ進デ公益ヲ廣メ世務ヲ開
 一且緩急常ニ義勇公ニ重シ國法ニ遵
 八九窮乏ノ皇運ヲ扶翼スベキもの依テ天
 畢竟十勅語修徳を修忠良の臣民得たる
 を俗よ解此諸徳下の勅語の聖旨に於テ
 がむ今上天皇深く彼もこの一心に
 なふと得たりて教ふるもこの心に
 中

第三 孝子

哀哀父母 生我劬勞。 哀哀父母 生我勞瘁。
 無父何怙 無母何恃。 出則銜恤 入則靡至。
 父兮生我 母兮鞠我。 拊我畜我 長我育我。
 顧我復我 出入腹我。 欲報之德 昊天罔極。

(詩經)

一 福依賣

人の行ふべきこと數多かれど、中にも孝行より
 大なるはなきぞか、我を生めるも父母なり、我
 を愛し養へるも父母なり、胎肉にやどりては、

天地之性 人為之貴 人莫大 於孝


五刑之屬三千而罪莫大於不孝

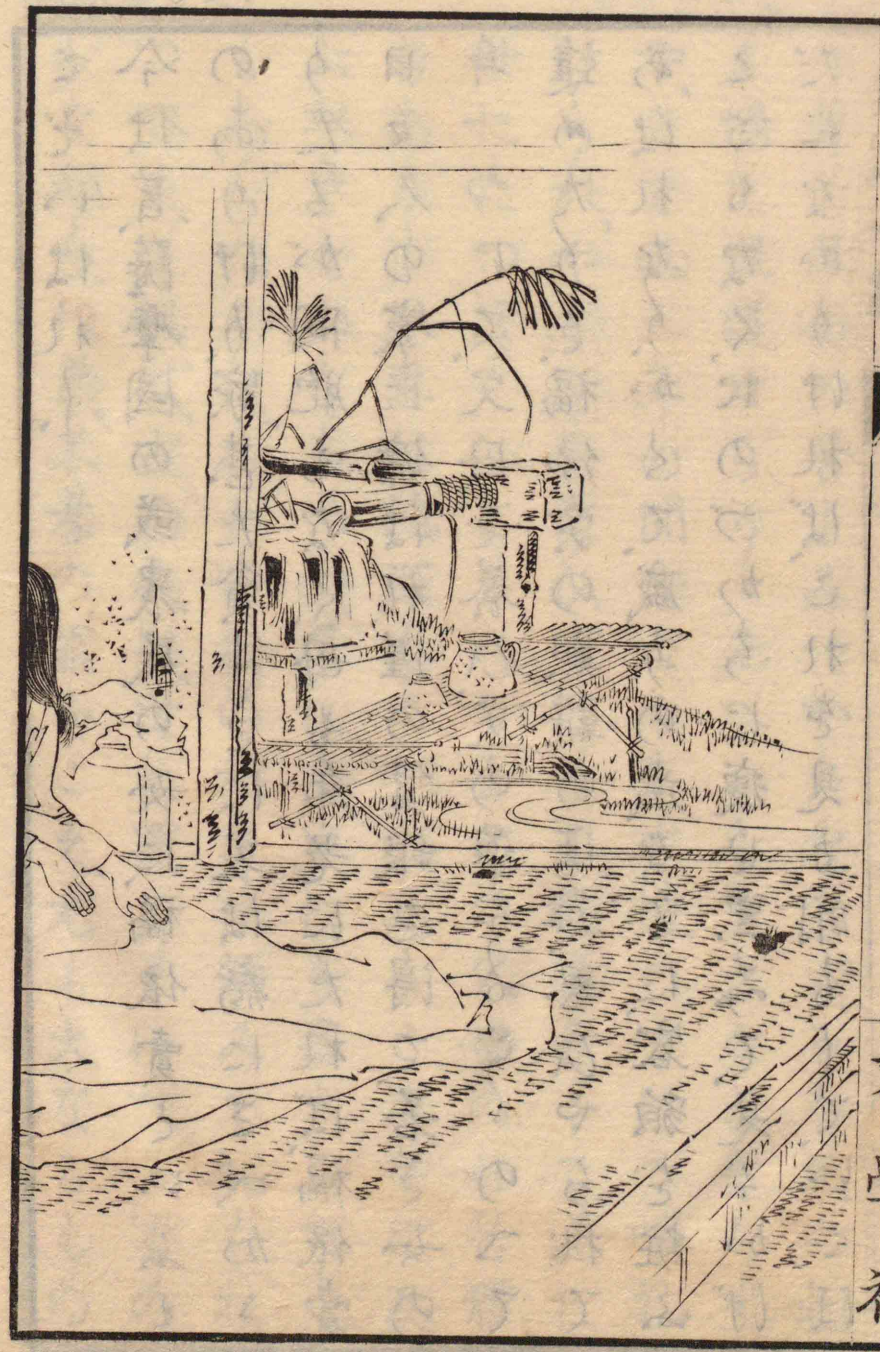
十月の間母の苦しみ一かたならず、それを父の朝夕傍に保護せらるゝさへ、いとうきこととせらるゝや、さて兩三年の間すとるまで、懐の中にて哺乳せられ、やうくはしまはりて、獨歩みりて、遂に世にたつほごになりぬるまでの、父母の心苦體勞ありし恩惠は、海深しとて山高しとて、なご及ぶべきものならぬや、筆にも口にも盡さるべくもあらぬは、人々皆おのが身に顧みて知られつべし、されば、古の人は、世に罪としいへるもの少なからねど、不孝の罪をこそ、尤も大なるもの

ごぞいはれし、

今は昔、薩摩國の或農民の女に、福依賣といふものありけり、家甚た貧しきに、父は病にさへかかりたるが、同胞もなく、母も年老にたれば、福依賣、日々人の家に傭はれ、僅の賃銀を得て、若き女の身一つにて、父母を養ひ、父の藥をもとるのへて進めたりき、福依賣の艱難のほご、思ひやられてあはれなりかゝて、盛りの歳なるに、容貌を粧ふこともなく、たのづからに瘦せ黒みて、見るかげだになかりければ、これを見も聞もして、いさほ



吾湖




日本書紀
卷之六
孝
學
社

しく思はぬものあらざりしを理なりければ、
父の病全く癒えざりければ、二十年も生き延び
て八十歳までも長寿せしは、福依賣の介抱、惜り
なかりしによりてなり。

父母を養ふは禽獸にもなほ似たる所なきにあ
らずされば、人もその父母を敬ひ礼するごと
くなくんば、かの禽獸と何のけぢめかある。福依賣
は卑しき身なるにも似ず、その親につかふるさ
まいと慕はくつねに顔色をやはらげ、儀容を
正しく、少しもなれ惜るごとくなく、唯よく父母の

今之孝者、是謂能養。至於犬馬、皆能有養。不敬、何以別乎。
論語

心を慰め、體を安んずるを、專一の務とせりか、
りければ、その村里の人々ほめたゞへて、官府に
きこえあけけるに、やかて許多の褒美を賜り、門
閭に旌表せられたりきとぞ。

二、橘逸勢の女

世に父母なきの人なく、また恩愛の涼き、教養の
厚き、父母に若くものなかるべし、これを思はば、
能く身を慎み、心を盡して、深く敬愛の情を致さ
ざるべからず。たこひ智恵すぐれ、才藝に長じた

爲入子止於孝、大學不得乎、親不可、以爲人、不順乎、親不可、以爲子、孟子

日本書紀
卷之六
孝
學
社

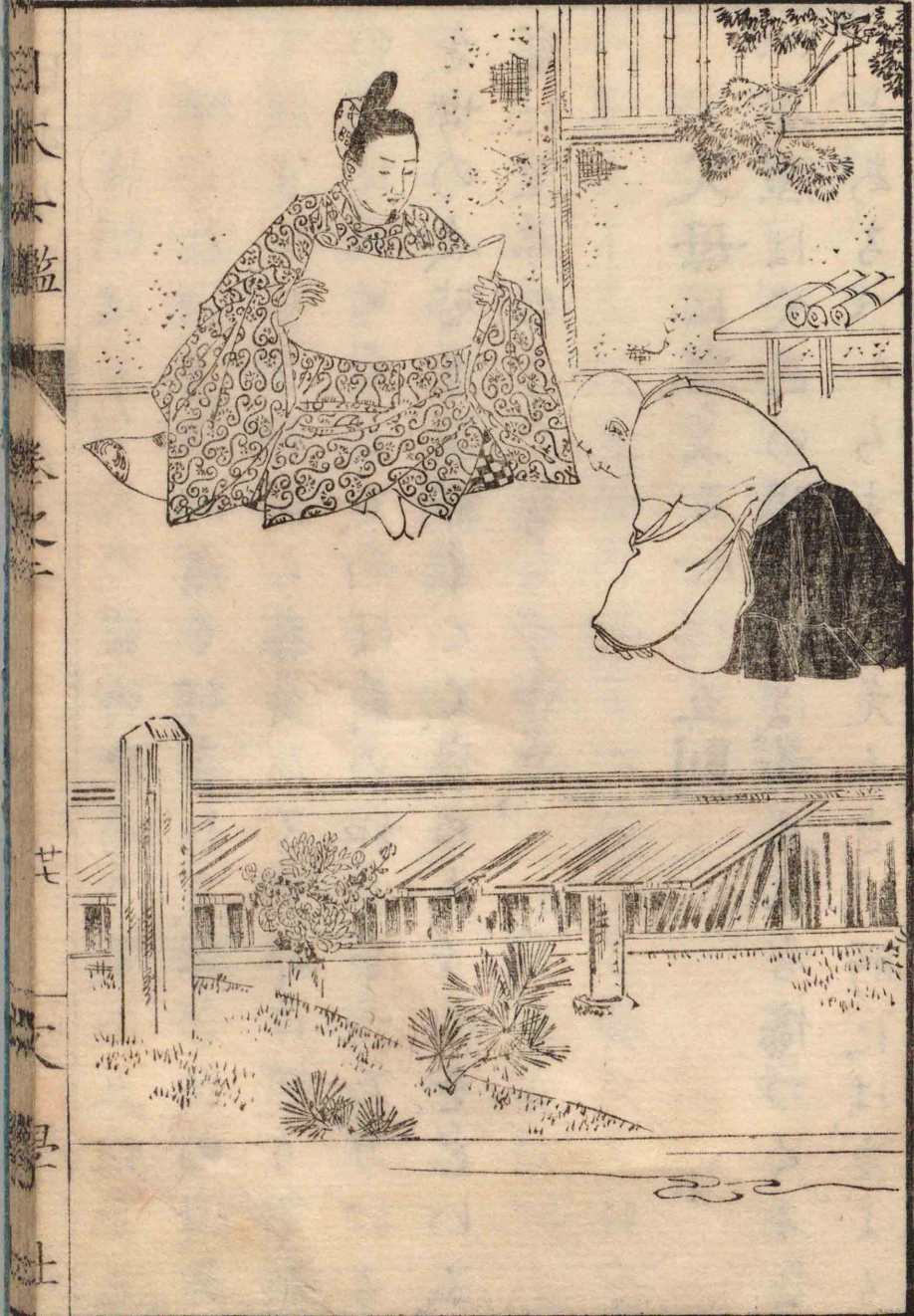
日本書紀 卷之六 孝子 社

ればこそ、父母の極なき恩を思はさるものは、人
にあらざるべし、昔仁明天皇の御せりるに、給ふ時、橘逸勢と
いふ人あり、それか女を妙子といふ、妙子十五六
歳の時、父逸勢犯せる罪ありて伊豆の國に流さ
れたりけるに、此處は都より幾多の山河をぞ隔
てける當時のさま、まだ道も修らず、船車の便り
よからぬをりなるに、妙子は至て孝心涼きもの
なり、かばいと痛く歎き悲み、徒歩して父の後
に従ひ行きけり、護送の役人叱して妙子を退け

孝子之 喪親哭 不壞禮 無容言 不文服 美不安 聞樂不 樂食甘 不甘此 哀戚之 情也 經考

かば、妙子晝は野に伏し、夜は道を行きて艱難
を盡して、父の後をぞ追ひける、やがて遠江の國
に到れるとき、父は病に罹りあえなく死にけり、
妙子痛く泣き哀めどかひなかりければ、やがて
その遺骸を役人に請ひ受け、其處に葬りてその
身は髪を剃りて尼となりぬ、名を妙仲と改めて、
墓の畔りに小^ガやかなる庵を一つらひ、朝夕墓に
事ふること、生たる父に事ふるが如くなんあり
ける、かこの如きごと、十年の間一日の如くにて、
少しも怠り變ることなかり、かば、孝の徳顯は

日本書紀 卷之六 孝子 社



日本
女
鏡

卷
之
二

秀
湖
養
德
齋

學
社

孝悌之至通於神明於四海
登所不

れて、後朝廷より父の罪御免ありて、正五位をさへ贈られけり、妙仲痛く打喜ひて、急ぎ父の遺骨を取り収め、それを自ら脊負ひて京都に還り、その寺に改め葬りて、尚ほ前の如く事へたりけるを、世の人皆及び難くして、褒めたゞへきといふ、實に至孝のこゝとならずや、

身體髮膚受之
父母不
敢毀傷
也

父母に事ふる心得五則

一、身體は父母の賜なれば、苟且にも傷つくることあるべからず、また危ふき場所には、立よるべからず、

二、幼きものは、父母の命に従ひ、父母を敬ひ、父母の心を安んずべし、

三、年長しては、父母の好をつくりて養ひ、其目や耳を樂ましめ、其心を平安にし、歡はしむべし、

四、父母病あらば、醫藥に心を盡し、看病の爲には、身の苦をも厭ふべからず、父母の喪には、悲をきはめ、遊樂の所に立よるべからず、さて後、年々の時祭等をは、嚴そかして、父母目前に存在せらるゝが如くなるべし、

孝子之事親也
居則致其敬養
其疾則其樂則其憂
喪則致其哀祭
則致其嚴五者
備矣然
後能事
其親

立身行道揚名於後世以顯父母之孝也終經

五、學を勉め、行を正くし、業を勵み身を立て、名をあげ、以て父母の名を顯はすを、父母に事ふる肝要の務なりと心得べし。

仁者不以盛衰改節義存亡易

第四 良妻

我心匪石不可轉也 我心匪席不可卷也

威儀棣々不可選也

(詩經)

一 農夫忠五郎の妻

女子は、夫の家を我が家と思ひ、一たび嫁しては、その家の盛衰、夫の身の吉凶によりて、その操を易ふべからず。

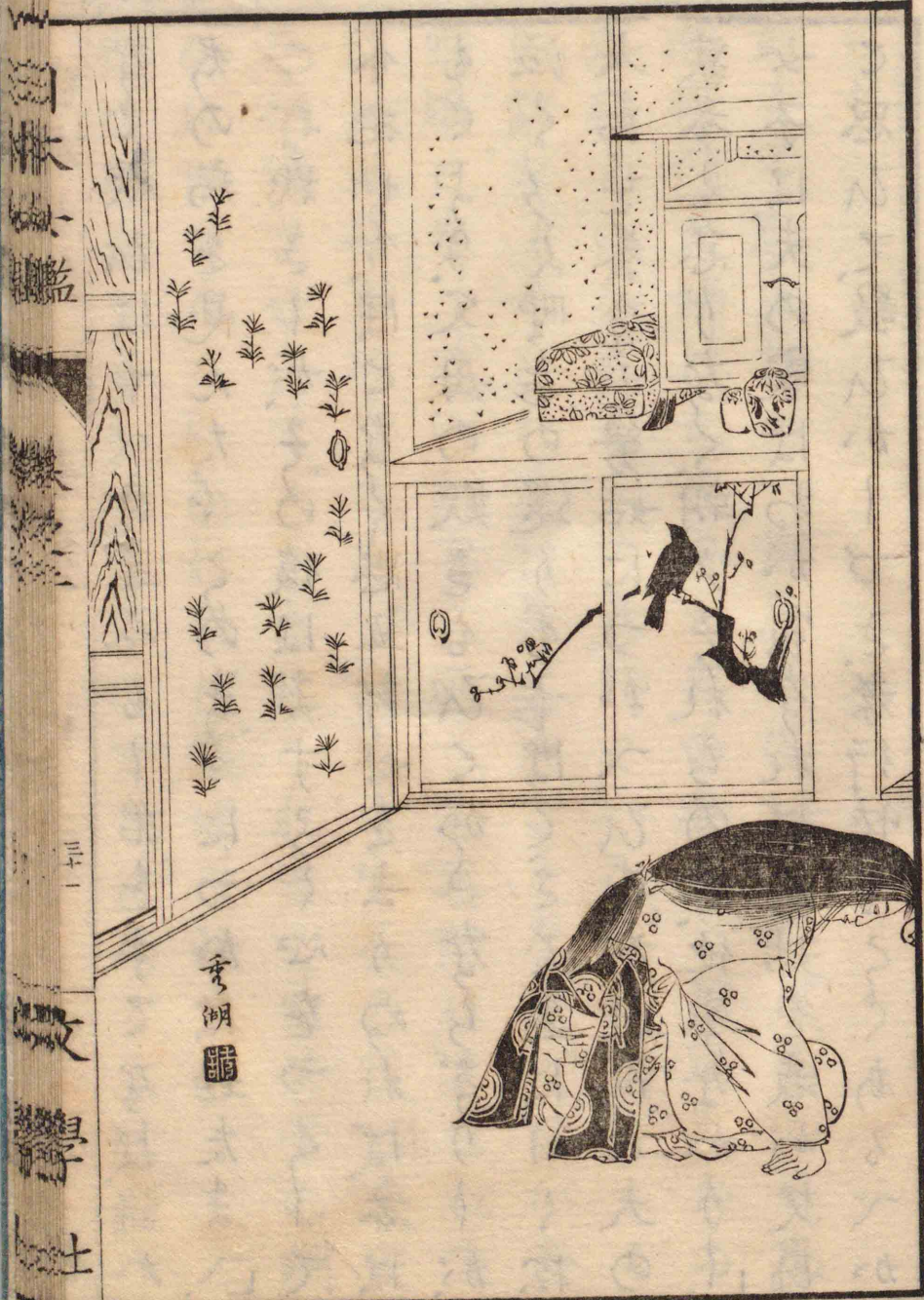
出羽國置賜郡中和田村に、忠右衛門といふ富有なる農民ありけり、その子の忠五郎といへるが、廿三歳の時、隣村のある農家より妻を娶りて、そ

歳寒然
後知松
柏之後
凋也論
語

が中に松太郎といふ男子をまうけ一家輯時
て暮したりけるが松太郎二歳の時忠五郎ふと
癩病にかゝり面部くされ爛れて臭氣堪へ難く
近隣親族はいふもさらなり、両親すら厭ひ遠か
るほどなるに、妻は歳まだ若かりけれど、少くも
嫌ふやうすもなく、その心のたけを盡して、晝夜
看護せりけり、忠五郎も妻の懇なる心情に感
ある日妻に向ひて、われいかなる因縁にや、か
るあゝき病にかゝりて、父母にさへ疎まるゝほ
ごなるに、お身は露も厭ふ心なく、今日まで親切

忠臣不
事二君
烈女不
更二夫
王蠅之
語

なる介抱にあづかること、たとひ命終れりとも、
忘れ申さず、今は病も日々に重り申ければ、この世
にある日も、長くはあるまじ、さるにお身は僅に
十八歳の若き身なれば、再醮して後のさかえを
はかりてよかしく、われはお身の身の落つきを聞
き、うへにてころろ、心やすく此世をも去らんと
思ふなれと涙を流して、いひたりけるにこそ、妻
も涙にかきくれて、暫くは答も出でざりしかや
かていふやう、女の身一たひ夫を定めしうへは
たごひいかなるうきめ、苦くきめをみればこそ



日本女

卷之二

社

壹與之
齋終身
不沒禮
記

なご厭ひはすべき、妾今も一君をすてなば、誰か
君の病を見んたゞこのまゝにつかはせたまへ、
こ打歎きゝが、その後はますゝ心をつゝて
介抱せり、ほとなく忠五郎母を去りぬれば、妻は
もとより、父母の歎きもひとかゝらざりしが、
泣くゝ聖途の送りも一はてさて妻は日く松
太郎を養育し、舅姑につかへ、ひまあれば、亡夫の
墓参も怠りなく、朝夕それらの外、他事なかりし、
女子は、夫の家はわが家なれば、舅姑を我が父母
と思ひて、敬ひかゝづき、孝行情ることあるべか

日本女鑑

卷之二

文學

不曰堅
平磨而
不碎不
曰白乎
涅而不
緇論語

らず、

かゝつて、忠五郎の一周忌も過にゝかば、ある日忠
右衛門夫婦は、亡子忠五郎の妻をよび、忠五郎の
看病といひ、我等への孝行といひ、汝には報ふる
に辭なき、幸ひに身は年若きことなれば、己が家
の娘となりて、いかなる所へも再醮せさせ、松太
郎は乳母をとりてあづけも、生長の後、は我家
を相續させまゝ、そをだにこれまでの苦勞の酬
ひにはせん、といひければ、寡婦は涙を流して、こ
れは思ひもよらぬことにてなんある、妾當家へ

日本女鑑

卷之二

三二

文學

嫁して後は、杞兩方をこそ實の父母とも頼みたりしが、さるを今更に他に嫁せよとな、この事たごひ死すとひ諾ひ申さど、今はたゞ夫にかはりて杞兩方に孝養をつくら、松太郎の生立をさへ見申しつべしと固く難みて諾はされば、忠右衛門夫婦もその貞操に感ず、いよよく實子のごとくに憐みあひぬぐなん、かくて、松太郎も生長して、十九歳になりけるに、性質温厚篤實にて、よく祖父母を敬ひ、母への孝養も惜りなかりければ、村人その行のあつきに

女正位 乎内男 正位乎 外男女 正天地 之大義 也(易經)

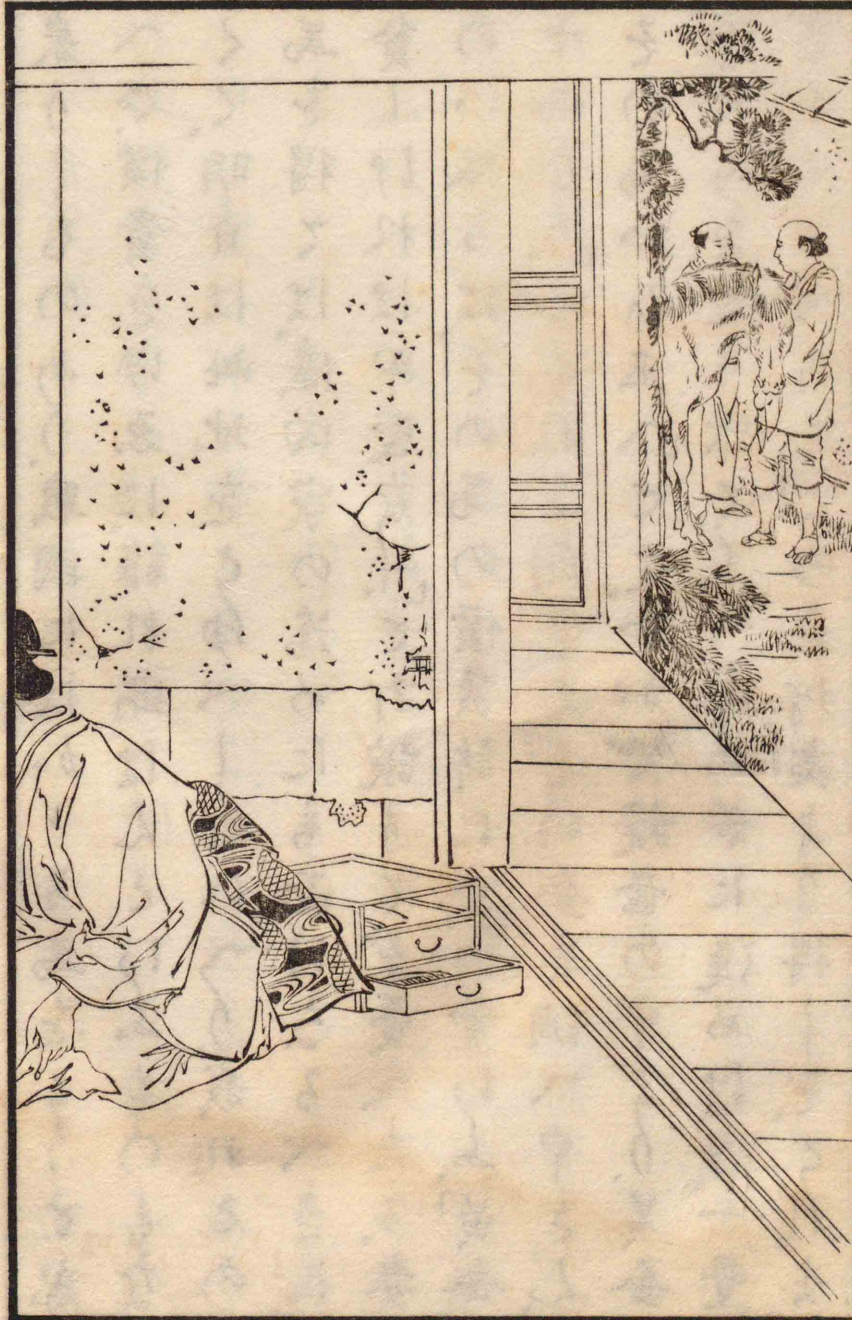
感ず、松太郎を推して村長とぞしける、その後家ますくくごみさかえしとぞ、これ皆忠五郎か妻の貞操に、基りたるものなりけらし、

二、山内一豊の妻

肉を治むるは女子の務なり、男は常に外に出でて勤勞するものなれば、それが妻たるものは、家にありて能く家計を整へ、節儉の道を守りて、夫に少しも家事の憂あらしめさるごとく肝要なり、山内一豊の妻の如きこそ真にその好き模範な



秀湖



で貧にせまりこゝとたびこゝなれど、絶えて儲
あるらくを知らせざりしと問ひしかば「されば
にて候、妾の家に嫁入する時、父の仰せけるは、
この金汝に得さす、ゆめ貧の為めにな費しそ、唯
夫の身に大事あらん日、惜まず用ひよ」と固く誠
め玉ひしが、今こゝろ其時なるべければ、出參ら
するなれ」とききて一豊涙く感謝して、「これ偏に
嶽父の恩なり、汝の恵なり」と遂に馬を購ひけ
る程なく京都にて簡馬のこゝとあり、一豊かの馬
に騎りて出てたりしが、風骨たくましく群馬に

和順積
中而英
華發外
禮記

すぐれたりければ、信長望み見て大に驚き、近く
呼びて、「かの馬何處より得しぞ」と問はれしに一
豊件の事落なく申し聞へしかば、信長御感斜な
らず、「我が家士多けれど、一馬を購ふものもなき
に汝貧しくしてこの事あり、我が為に耻を雪く、
武夫の心を用ふること、かくの如くあるべきこ
となり」とて、禄を加へて用ひられしが、それより
一豊は益、その妻を愛し、妻も亦愈、夫に順ひ、家
事に餘念なかりしが、一豊は其後土佐一國の領
主ともなりぬるは、一豊の武勇すぐれたるによ

るべけれど、又その妻の内治の力にもあるな
るべし、今の山内候爵はその末葉なりと云、

妻の心得五則

- 一、女子は、夫の家を我が家と思ひ、貧賤なりとて夫を恨むべからず、唯柔らき順ひて、よく夫を助け家を治むべし。
- 二、女子は、舅姑を我が親と思ひ、深く尊ぶべし、敬ひて、孝行を盡すべし。
- 三、女子は、夫の兄弟親族を我が兄弟親族と思ひ
- 四、名使は哀を加へ、教へ導くやうにし、過あれば、こて、俄に怒り罵ることあるべからず、いひ甲斐なきものゝ常として、みだりに人を誹り告るを手柄とするものなれば、苟且にも其詞を信じて、大切なる一家の中を疎隔すべからず。
- 五、室を掃き、汚を洗ひ、衣服を縫ひ、食物を調ふるなど、皆婦人の職なれば、萬事儉約を旨とし、分限に従ひ、決して奢ることあるべからず。

婦人之善徳柔順貞靜内訓

女子之事舅姑也敬與父同愛與母同女孝經

婦人之得意於夫主由

愛已之由

舅姑之由

愛已之由

舅姑之由

愛已之由

舅姑之由

愛已之由

舅姑之由

厚く遇し親しみて、決して疎略になすべからず。

日本女鑑 卷之三 三十七

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 父母, 教, 養, 子, 不, 愛, 其, 子, 也, 雖, 教, 而, 不, 嚴, 是, 亦, 不, 愛, 其, 子, 也, 父, 母, 教, 而, 不, 學, 是, 子, 不, 愛, 其, 身, 也, 雖, 學, 而, 不, 勤, 是, 亦, 不, 愛, 其, 身, 也, 是, 故, 養, 子, 必, 教, 教, 則, 必, 嚴, 嚴, 則, 必, 勤, 勤, 則, 必, 成, 學, 則, 庶, 人, 之, 子, 為, 公, 卿, 不, 學, 則, 公, 卿, 之, 子, 為, 庶, 人, (柳屯田勸學文)

第五 賢母

父母養其子而不教是不愛其子也、雖教而不嚴是亦不愛其子也、父母教而不學是子不愛其身也、雖學而不勤是亦不愛其身也、是故養子必教、教則必嚴、嚴則必勤、勤則必成、學則庶人之子為公卿、不學則公卿之子為庶人、(柳屯田勸學文)

一、松本定章の妻

女子はよく父母につかへ、よく夫に順ふの外、またよく子を養ひ教ふべきつとめあり、小兒の性の柔らかなる、稚木の如くなれば、教訓によりて

大抵人
家皆有
男女年
己長成
教之有
序訓誨

之權實
專於母
安論語
人受五
常之理
生而有
性習也
感善則
善感惡
則惡雖
在胎養
豈無教
乎(女孝
經)

は善きものごと、惡しきものごとなりぬべし。されば、昔より世に名ある人は、賢明にして、嚴肅たる母親の手に、訓育せられたるぞ多かるめ。今は昔、紀州侯の臣に、黒柳重之といふ人ありけり。その女に孝女といふは、幼き時より、伶俐のきこえ高く、常に遊戯を好まず、婦女の心得おくべきこと、一わたりはならひしが、この女、凡そ一たびならひしことは、よく覚えて、決して忘るることなかりき。年長じて後、同藩の士松本定章に嫁し、その夫につかふるは、いふもさらなり。舅姑に

日本女鑑 卷之三 孝女 社

も慕くもものごと、常に人の善きことをさくをたのみごと、人の艱難を見ては、これを憫み、家を治むるにも、儉約をむねとしければ、さばかりゆたかならねど、貧しきに苦むことなく、一家輯睦して、樂しくぞ月日を送りける。その中に舅姑は世をさり、夫もつきて地下に入りぬれば、孝女たえ入りぬべく、打歎きて、後のいとちみちちなく、おへたりき。孝女はさて後、よく家を治め、男女の子をもよく養へり。常に男の子を教ふるには、國の御為めをさきに、家のことを後に

日本女鑑 卷之三 孝女 社



秀湖



一君の大事には、たとひ親の疾にあふも顧みることなかれ、といひききつ、女の子を教ふるには、女は常に溫柔清淑にして、父母に孝をつくり、舅姑に敬ひつかへ、夫に順ひ、子を教へ、節儉にして家を治むるを、おのが職分とせよ、こゝろを教へける、かゝりければ、男女の子みなゆるす急たのもしくきかえにたり、

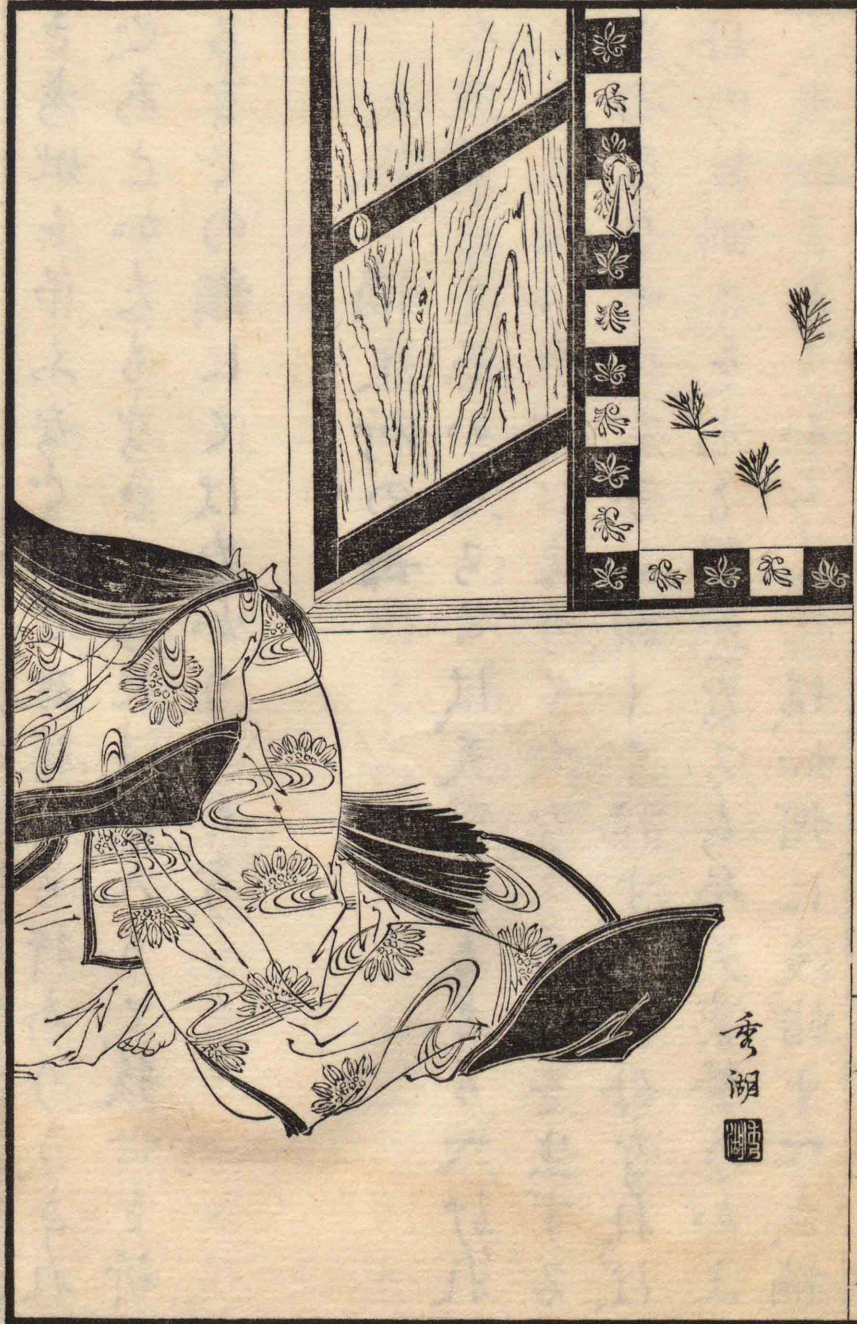
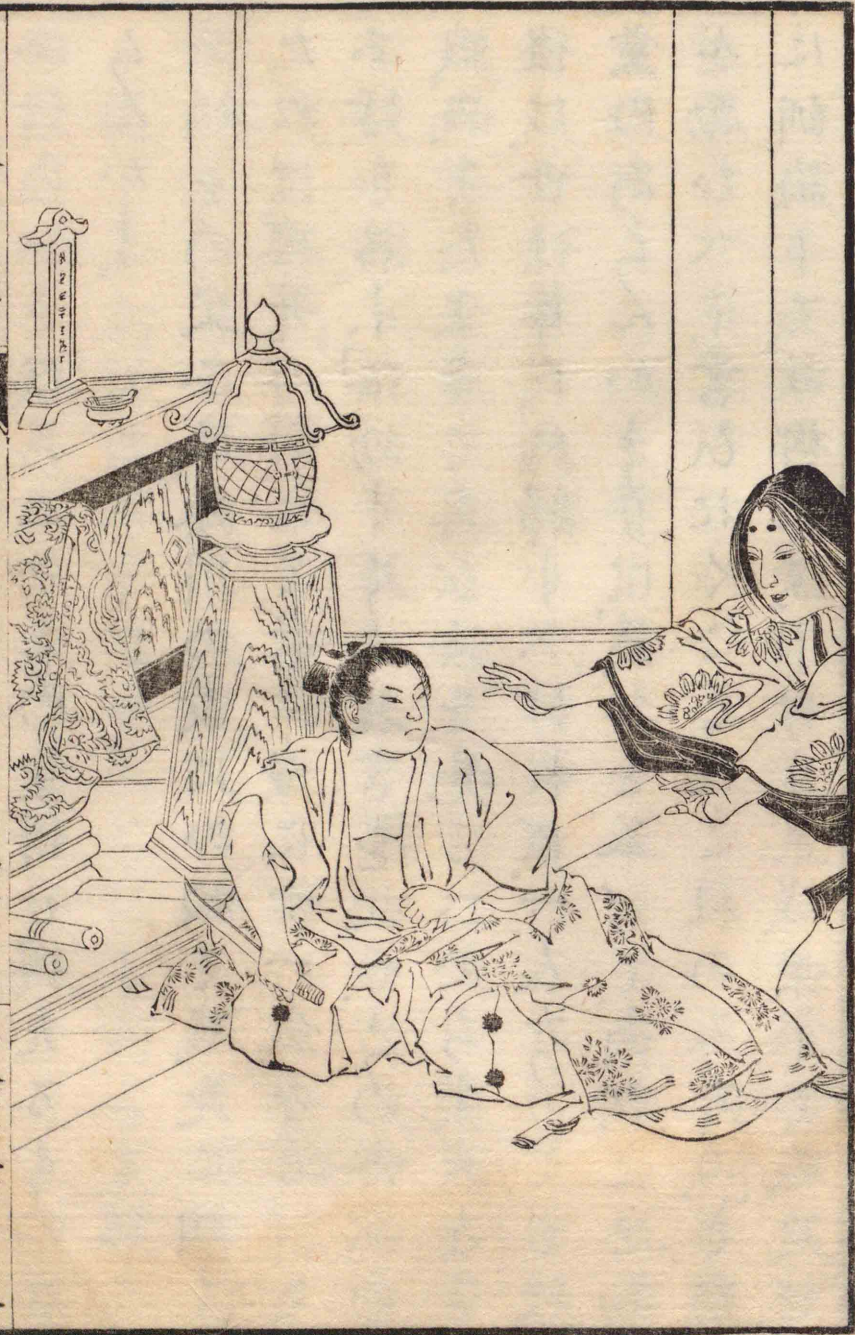
孝女夫におくれ、後に、名を松光とあらため、風流に心をよせ、花月を友とし、古歌など打誦し、また自も作りて、樂しみつ、あるは佛經を唱へて、な

き考妣を弔ふなどいと殊勝なる行ありき、されど、あとかたもなきすぢに迷ひ入りて、後世を祈るなまじの類にてはなかりとらざる、

二、楠正行の母

人の賢きと愚かなることは、天稟にもよるべけれど、又父母の教訓によりて、大なる差を生ずるものなり、中にも子に親しく接するは母なれば、母の教訓こそ、尤も緊要なるらめ、天稟賢きが上に、庭訓よろしからんには、如何に造詣すべき、楠

性相近
習相遠
論語



香湖



正行の如きは、其二のものを併せ得たるものな
らんか。

正行その父正成、湊川の戦にかねて戦死と期し
たれば、櫻井の驛にて、當年僅に十一歳なりける
正行を召し、汝幼くとも我言を記せ、このたびの
戦、我また生きて再び汝を見るべからず、我なき
後は、世は尊氏に歸すべければ、一人なりとも残
黨のあらんかきりば、義兵を挙げて、南朝に忠勤
を勵むべし、言ひたぐことはこれのみなり」と懇
に訓誨して、故郷に還しけり、正成果して戦死せ

しかば、尊氏その首を送り来りぬ、正行母子はか
ねてよりの覺悟をれど、これを見ては胸ふさが
り、涙せきあへず、暫くは泣き伏し居たりしが、正
行はやがて立あがりて、持佛堂の方へ行きけれ
ば、母怪みて窺ひよるをり、正行は父の遺みの刀
を抜き持ち、己に自殺せんと構へるたり、母驚き
て走り寄り、その手を抑へ、涙を拂ひていひける
は、汝よくよく思ひて見よ、父の汝を櫻井の驛よ
り還し玉ひしは、跡帛はせんこにもあらず、腹を
切れこにもあらず、君の沛為には、残りたる一族

天孝者 善繼人 之志善 迷人之 事者也 論語

郎黨を集めて、いとたびも勤王の軍を起せしこ
そ、いはれしならずや、さるを早くも忘れたりし
か、汝幼くとも父の子ならば、かはかりの理に迷
ふべからずとて、刀を奪ひとりければ、正行大に
感悟して、これより後は、父の遺志を守り、母の教
を奉じ、苟そめの遊も朝敵征伐にあらざるはな
く、母も亦よろづに心を配りて、育てたりけるに
正行二十三歳の時、果して戦を起して朝敵を討
ち靡けて、終に弟正時とともて戦死せり、上は南
軍の威を輝かし、下は父の志を継ぎ、忠孝両支が

ら全くせしは、天稟にもあるべけれど、此母の教
訓ならば、いかでかどろろにほゆる。

母の心得五則

- 一、女子孕めるときは、飲食を戒しめ、坐卧を正しく、視聴くものを慎しめ、思を直くし、聖賢の言行に涵るべし。
- 二、子既に生れては、飲食坐卧を謹みて哺乳すべし。ぎは、いふまでおなきことあり、その子を待つに、温良慈恵にして、躰方は方正嚴肅なるべし。

三、子既に滿六歳に至れば、これを學校に送り、家に歸ればよきほどに復習をす、めなほ又、人倫の道を教へきかゝむべし、

四、子既に丁年に至れば、獨立獨行せしめ、また自らも子によりて衣食することとはならん限りは避くるをよとす、

五、婦人は、言を謹しみ、行を正しく、身を先にして、兒女をも躱くべし、

婦人之
德莫大
於端己
要莫重
於警戒
丙訓

明治皇后陛下の美蹟

天照大神詔曰、豐葦原瑞穗國是吾子孫可王之
地也、爾宜就而治焉、寶祚之隆當與天壤無窮
矣(天日本史)

今の世、地球の上に國を建るもの數多かれど、その國體の尊きこと、我日本國の如きはあらどか、天日嗣はとと一系にたはま、開闢の始めより、天地のあらんかぎり、は變易あるへからず、我臣民は、もと同一根の神孫より派れ出たるにて、外國に類ひあることなし、これ我國

體の尊き所にて、外國人の仰きて羨む所なり、日本國民の常に心に銘卜て、一日も忘るべからざるは、我この國體の上なりけり、
申さんも畏こけれど、我國にては、今上皇帝陛下を始め奉り、世々の天皇皇后、みな英明仁慈にたけまゝして、我等臣民常にその大御恵に浴みすることなるが、明治皇后陛下御性質の雄しく、また仁慈にたけまゝして、特に教育の道に御心を注がせたまひ、常々皇帝陛下を内助いたまふこと、古の明后賢妃にも、をさゝく劣ら

せたまはざるごと、世の人の知れる所なり、今謹みて、皇后陛下の御美蹟、一二を―奉らん、固よりこれ滄海の遺珠とやらんにこそ、

昔神功皇后、性英武にたけまゝ、躬自ら皇國の威武を、三韓に張らせたまへりし、我皇后陛下の雄々しくたけまゝすることにて知られつべし、なか神功皇后に劣らせたまふべきや、

明治二十一年十月十五日、横須賀造船所にて新造の高雄艦命名進水式にて、行啓あらせられ、横

淡より浪速艦に乗らせたまふ時、風強く吹
 き、雨いたく降り、きり、波高く、端船動き蕩ひ
 かば、御本鑑に御乗り移り、洵困難ならぬと聞え
 たり、に、まゝりたまはず、遂に乗艦あそばさ
 れ、御艦中にて、御氣色よくに勇ましく渡らせ
 られ、侍臣に談らせられ、は、海軍々人の、晝夜風
 雨にさらされ、怒濤の危きを冒すの艱難に、ら
 べては、予が今日の行は、その萬一にも及ばず
 を、と洵沙汰あらせられたり、と、
 このほか、埼玉縣下にて、近衛兵の對抗運動を御

覽せられ、時の如き、硝煙砲雷の間をものごと
 ねほ、たまはず、二時間の久き間、御満悦の洵
 氣色にて、兵士の勇ましく、き挙動に御注目あらせ
 られたり、き、かやうの類な、數へ盡すべくもあ
 らざるめり、

皇后陛下は、御性雄々しくおはします、が上に、至
 て仁慈に、おはします、明治廿二年、磐梯山噴火の
 折も、同女三年、大和紀伊など、水災の折も、御愛憐
 の御慈旨にて、金若干を下し、たまひ、醫員を遣し
 たまひ、あるは貧しく、病にかゝれるもの、醫

者の治療をうけえで、不幸の淵に沈めるものを、
憫みたまひ、東京慈恵病院に、厚き保護を垂れた
まひて、多くの金員を下し賜ひ隆寒の折は、特に
衣服までも下し賜へりしことあり、病に痿れた
る民草も、厚き恩露惠風にあひて、蘇生したりけ
りとなん。

日本赤十字社は、軍人の創傷を治療する所にと
て設けたるが、事なき時は平人にも施薬す。今
上皇帝陛下、その保護を下したまへるが、皇后
陛下も、皇帝陛下の大御心を内助し奉りたま

ひて、金員を下したまひ、その開社式に行啓あら
せられつ、後の日とても時々行啓あらせられ、親
しく患者を顧みさせたまひて、治療の法をも沛
く巡覽あらせられしかば、病めるものも、枯れちん
とする木の春風に遇ふが如くに喜ひを以り、ま
たこの厚き御仁徳を傳へきりて、奮ひて力をこ
の社に盡すもの出きしとぞ、聞くも尋とき活筆
動ありけりな。

我 皇后陛下は、常に内廷にまゝまゝて、古の書
史を繕くことを嗜ませたまひ文章和歌の藝ま

でも、深く通しさせたまふ、特に教育の道に御心を注かせられ、華族の女子どもの為めに、華族女學校を設けしめられ、初めの厚がは、月例の如くに御啓あらせられ、親しく教授を清読せられ、時としては生徒のものしたる文ども、清持歸りあそばされ、清読せらるゝこともありとかや、あるは侍臣に仰せて孝子節婦などの傳を集めて、明治孝節録をものさせらる、特に婦女の為めに、て、婦女鑑を撰ばさせらるゝなど、古の嵯峨皇后にもすぐれて、風教の道に清心をよせさせたま

ふらう、あなか、くこくもまゝとたふとかりけること
 とやもなれ

かくの如き御美蹟かぞへつらんには、日もまたたらう、こはたゞその一班あり、次にのせ奉る和歌は、皇后陛下のものせさせたまふ所ちれば、日本國の婦女たらんものは、朝な夕な打ち誦して、東のまゝ、皇后陛下の雄々しく、仁慈にたはします御徳をな忘れろ、

金剛石も

みががずば

珠の光りは

そばざらむ

日本女鑑

卷之三

文學社

人も学びて のちにこそ 真の徳は あらはるれ
 時計の針の たえまなく めぐるが如く ときのまま
 日かけ惜みて はげみなば いかちる業が ならざらむ
 水は器に いたがひて その様々に なりぬちり
 人は交る ともにより 善きに悪きに うつるなり
 己れに優る よきともを 撰び求めて もるともに
 心のこまに むちうちて 学ひの道に すめかへ

日本女鑑 終

藤山湖南謹書

日本女鑑

全二冊

定價金 錢

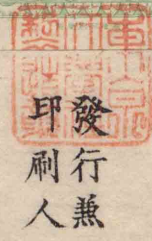
版權所有

明治二十五年二月十五日印刷
同 二十五年二月十八日出版

編輯人

風當 朔朗

東京市四谷區舟町四十番地



發兌

文學社

小林 義則

東京日本橋區本町四丁目十六番地

東京日本橋區本町四丁目十六番地

